

税に関する中高生の親子短歌等作品募集！

令和7年度「税に関する中高生の親子短歌等コンクール」募集要項

【主催】

公益社団法人宮崎法人会 青年部会

【共催】

宮崎市、宮崎税務署

【後援】

南九州税理士会宮崎支部、宮崎県教育委員会、宮崎市教育委員会、国富町教育委員会、綾町教育委員会

【応募資格】

宮崎県内の中学校・高校に通う中学生・高校生

【テーマ】

親子短歌・標語・書道・絵画等、税に関する作品（ただし、作文は除く）

○税に関して自身で思ったこと、考えたこと、体験したことなどなんでも結構です。

○応募作品は、応募者の個人または団体が創作したもので、作文以外の未発表のものに限ります。

○親子短歌は五・七・五・七・七の合計三十一文字、標語は五・七・五の合計十七文字とし書道、絵画、その他の作品の形式は定めない。

○親子短歌は、上の句（5音・7音・5音）を応募者、下の句（7音・7音）を親が作りつなげた作品とします。

【募集期間】

令和7年7月1日(火)～9月2日(火)必着まで

【提出先】

宛名：宮崎法人会青年部会

住所：〒880-0806 宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル3F

TEL：0985-31-7880

Mail：miyazakiseinenbu@gmail.com

【応募】

1人または1団体で1作品

○応募作品には、①学校名、②学年、③氏名（ふりがな）、④応募者の住所、⑤標語の応募作品、⑥親子短歌、標語以外の作品には題名を、所定の応募用紙に記載の上応募して下さい。

※応募用紙につきましては、当会ホームページにてダウンロードできます。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/miyazaki/>

【表彰式】

国税庁事業「税を考える週間（11月11日～17日）」期間中に、表彰式を行う予定です。日時、会場に関しましては後日ご案内させていただきます。

【発表】

優秀作品は、学校名・学年・氏名とともに宮崎法人会ホームページや宮崎法人会が実施する広報活動に紹介するほか、報道機関等に資料を提供する等、広く発表します。

【著作権】

作品は返却いたしません。作品の著作権は宮崎法人会に帰属します。